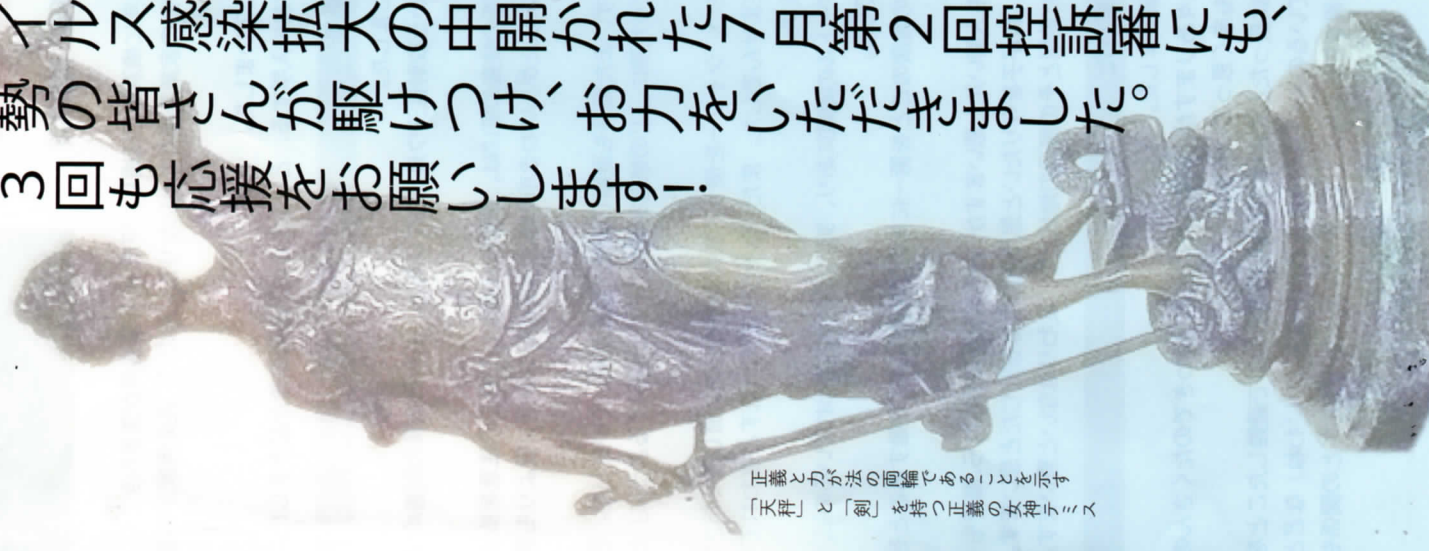


福島原発かながわ訴訟

第3回 控訴審

かながわ訴訟原告団は、原発事故の責任と被害の実相を明らかにすべく東京高裁で闘っています。
ウイルス感染拡大の中開かれた7月第2回控訴審にも、大勢の皆さんが駆けつけ、お力をいただきました。
第3回も応援をお願いします！



正義と力が法の両輪であることを示す「天秤」と「剣」を持つ正義の女神テミス

第2回控訴審2020年7月17日の法廷は...

原告側代理人2人がこれまでに提出した準備書面の「責任論」と「損害論」の旨を陳述。「責任論」では、国には万一にも事故を起こさぬ予見の責任と権限があり、地震学の第一線の専門家が取りまとめた「長期評価」には科学的根拠、揺るがぬ信用性があると国の主張に反論。「損害論」では、「ふるさと喪失慰謝料」は全避難者が対象、事故は続いており、避難の合理性は不変であることから横浜地裁判決は見直されるべきであることを指摘。

原告意見陳述では、いわき市から神奈川県に避難した看護師の女性原告が、避難で壊された日常生活や人間関係、終わることのない子どもの健康不安などを訴え、避難指示の有無による被害評価の格差是正を求めました(裏面参照)。

場所・東京高等裁判所(霞が関)

2020年10月2日(金)13:00集合 (14:00開廷)

- 13:00~13:30 / 裁判所前集合
- 13:40 / 傍聴抽選締切(見込み)
- 14:00~15:00 / 101号法廷で意見陳述(原告、弁護団)
- 15:30~16:30 / 報告集会 日比谷コンベンションホール(日比谷図書館文化館B1)

※抽選に外れた方は報告集会場で交流会を予定
※ウイルス感染状況により変更の可能性もあります。直前に確認をお願いします。



- ◆◆ 今後の予定 ◆◆
- 第4回 2020年12月4日
- 第5回 2021年2月12日
- 第6回 2021年5月14日
- いずれも金曜、午後2時から

- 東京高裁 (東京都千代田区霞が関 1-1-4)
- 最寄駅
- 東京メトロ丸の内線、千代田線、千代田線は丸の内線下車(徒歩約3分)
- 都営地下鉄三田線は内幸町駅下車(徒歩約10分)
- 都営地下鉄三田線は日比谷駅下車(徒歩約13分)
- JR 線は新橋駅 or 有楽町駅下車(徒歩約15分)

福島原発かながわ訴訟を支援する会 (ふくかな)

連絡先: 070-1316-4575 E-mail: fukukana.shien@gmail.com

原告意見陳述

2020年7月17日

福島原発がながわ訴訟第2回控訴審：東京高裁

子を守る気持ち、避難指示が無くても同じです

一番原告 O.M.さん (いわき市から神奈川県に避難)

私は、神奈川で生まれ育ち、平成13年に横浜市で結婚し、平成16年に長男が生まれました。平成21年の夏に、夫が実家の和菓子屋の家業を継ぐことになりましたので、夫の実家がある福島県いわき市で生活を始めました。

私は、いわきで看護師として勤務をしていました。

平成23年3月、来月から長男が小学校に入学する、というときに、原発事故が起きました。

レントゲン室より高かった放射線量

原発事故の後、私たちの生活は一変しました。

周辺の草木からは基準値の何千倍という放射性ヨウ素が出ています、夫が福島県の災害本部に電話して確認していました。

私は看護師という職業柄、レントゲン等の検査の際には、厳重な装備をして細心の注意を払って極力被ばくを避けるよう教育されていましたが、いわき市の線量はそのレントゲン室よりも高くなっていました。

勤務していた病院では、物資も足りず、また職員も避難し始め、混乱が続いていました。そのような中、病院からは、「全員避難となった際に、どの患者を連れて行くか選別するよう」ということまで言われました。

テレビからは、「外出しないでください、シャワーを使って放射性物質を洗い流してください」などと、不安になる情報しか流れて来ませんでした。また、シャワーで洗い流すと言われても、現地では水も出ず顔も洗えない状況でした。

私の自宅は原発からだいたい40キロメートルの距離にあり、30キロが危険と言われているのに、40キロの距離が安全とはとても思えませんでした。

このような状況の中、私たちは、長男の健康のことを第一に考えて神奈川県に避難することを決めました。

色々な事情から避難できなかった人も大勢いたと思いますが、あの状況に直面したら、誰でも「避難しなければ」と思うはずです。特に、親が子を守りたいと思う気持ちは皆同じだと思います。その点では、避難指示の対象となった地域とその周辺の地域とで、変わりはないと思います。

たくさんの人間関係が壊れてしまった

避難後は、よく眠れない日が続きました。

避難を続ける中で辛かったことは色々ありますが、避難したことで、いわきでのたくさんの人間関係が壊れてしまったことが、今でも辛く思っています。

避難後、いわきで勤務していた病院に戻ったときには、残った職員らの前で避難したことを謝罪させられ、「他に子供がいる人だっているのよ」「逃げるところがある人はいいわね」などとさんざん嫌味を言われ、話しかけても無視をされるなどして、仲の良かった同僚たちとの関係も完

全に壊れてしまいました。

今でも、いわきに戻って誰かとばったり会ってしまったら嫌だ、と戻ってしまい、戻るのを躊躇してしまいます。

夫は和菓子屋を開め、派遣社員を雇う

夫は実家の和菓子屋で働くために、平成27年10月までいわきで暮らしており、ずっと離れたなれの生活が続いて長男にも可哀想な思いをさせました。その後も夫は、なかなか仕事が見つからないこともあり、いわきと神奈川を行ったり来たり生活をししばらく続けていましたが、2年前ごろに和菓子屋を開め、そのころからようやく夫も、派遣社員をいくつか雇うことになり、今年に入ってから、ついに夫も神奈川県に住民票を移しました。

私は、神奈川に避難してからも看護師として働いていたのですが、片親での子育ては大変だったこともありしばらくはパートしかできませんでした。長男が不登校になったために欠勤が多くなり、退職したこともありました。避難者への家賃補助もなくなってしまい、安定した生活確保のために、一昨年の12月からは正社員として働いています。

一生、不安を抱えて生きていく子どもたち

小学校への入学間近だった長男は、神奈川に避難してから、いじめや不登校も経験しました。それでも今はフリースクールに通っており、4月からは高校生となりました。

昨年くらいから、ようやく神奈川県で生活基盤ができてきたと感じられるようになりました。今は、やっと元のような生活に戻ってきた気がしています。しかし、逆に言えば、2年前くらいまでは、夫と離ればなれの生活だったり、夫も私も収入面の不安があったり、長男もいじめや不登校に苦しんだり、と、ずっと不安定な生活が続いて辛い思いをしてきました。

それなのに、私たち避難指示区域外からの避難者に対しては、区域内からの避難者には支払われてきた月10万円の避難慰謝料が支払われています。横浜地裁の判決でも、「自己決定権侵害謝料」の範囲でしか認めてもらえなかったことは、とても納得できません。

長男を含めた福島県の子どもたちは、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに、一生、甲状腺検査を受け続けることになっており、ずっと健康不安を抱えながら生きていかなければいけません。

このような私たちの何年もの苦難を、「区域外だから」「避難するかどうか選ぶことができたから」ということで過小評価されたことはありません。避難の辛さは、避難指示があってもなくても変わりません。むしろ、避難指示が出た方が、少なくともいわきでの人間関係は壊れなかったのではなにかとさえ思っています。私たちの受けた辛さを、苦しみ、裁判官にもご理解いただきたいと思っています。

以上